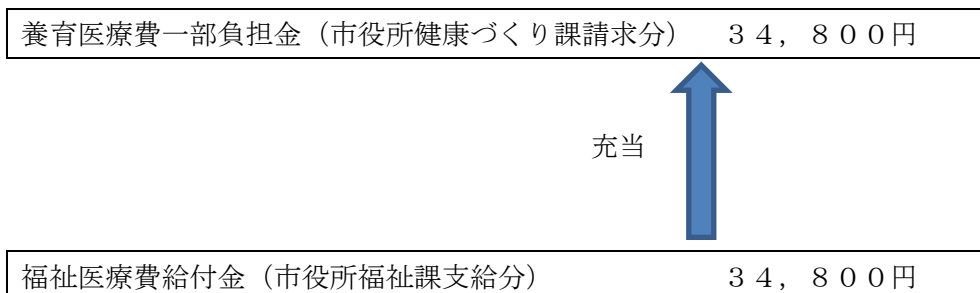


福祉医療費給付金の養育医療費一部負担金への充当について

以前は、養育医療の一部負担金を松本保健所へ納付後、本人がその領収書により直接福祉医療費給付金の請求をしていただいておりますが、平成25年4月から養育医療が県から市へ移管されたことに伴い、福祉医療費給付金（市役所福祉課から支給）を養育医療一部負担金（市役所健康づくり課から請求）に充当することができるようになりました。

（例）



このことに同意いただける場合は、下記欄に氏名の記入をお願いします。

なお、同意いただけない場合は、養育医療費一部負担金を全額納付いただき、後日直接市福祉課で福祉医療費給付金の請求をしていただくことになります。

※ 食事代（ミルク代）等は、塩尻市福祉医療費給付金制度の対象外ですので、委任状を提出いただいた場合でも、高所得者の方など一部の方には食事代を負担していただく場合があります。

※ 令和7年3月（塩尻市子どもの医療費無料化）以前の診療分については、一部負担金のうち受給者負担分として一月500円を納付いただき、残額は福祉医療費給付金を充当いたします。

私は、未熟児養育医療の一部負担金の納付にあたり、福祉医療費給付金を充当することに同意します。

申請者氏名： _____